

## よくある質問

事業者（中小企業者・小規模企業者、個人事業者）の定義は何ですか。

中小企業信用保険法（昭和25年法律第264号）第2条に定める「中小企業者」を対象としており、中小企業者は、以下の①、②の要件を満たしている事業者を対象としています。

①業種ごとの「資本金」又は「従業員数」の要件を満たしていること

業種	資本金	従業員数
製造業、運送業委、不動産業など	3億円以下	300人以下
ゴム製品製造業 （自動車又は航空機用タイヤ及び チューブ製造業並びに工業用ベル ト製造業を除く）	3億円以下	900人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
小売業・飲食業	5千万円以下	50人以下
サービス業	5千万円以下	100人以下
ソフトウェア業又は 情報処理サービス業	3億円以下	300人以下
旅館業	5千万円以下	200人以下

②農業、林業（素材生産業、素材生産サービス業除く。）、漁業、金融・保険業（保険媒介代理業、保険サービス業を除く。）以外の業種の事業を行っていること。

NPO法人や協同組合は対象となりますか。

対象となりますが、農業、林業（素材生産業、素材生産サービス業除く。）、漁業、金融・保険業（保険媒介代理業、保険サービス業を除く。）以外の業種の事業を行っている必要があります。

一般社団法人や社会福祉法人は対象となりますか。

社団法人、財団法人、社会福祉法人は、「医業を主たる事業とする法人」である場合のみが対象となります。

個人事業者で佐賀「市内」に住んでいて、店舗が佐賀「市外」にあります。対象となりますか。

今回の支援金は、佐賀市内で事業を営む事業者を対象としていますので、店舗や事業所が佐賀市内にある必要があります。店舗や事業所が「市外」にある場合は、対象となりません。

個人事業者で佐賀「市外」に住んでいて、店舗が佐賀「市内」にあります。対象となりますか。

今回の支援金は、佐賀市内で事業を営む事業者を対象としていますので、店舗や事業所が佐賀市内にある必要があります。店舗や事業所が「市内」にある場合は、対象となります。

ただし、お住まいの市区町村税の平成30年度までの完納証明書が必要となります。

法人ですが、本店は市外にあり、佐賀市には支店があります。今回の申請の対象となりますか。

事業を佐賀市内で営んでいれば対象となりますが、申請の際に、佐賀市へ提出した「法人市民税確定申告書」の写しを提出していただき、佐賀市内に支店があることを確認させていただきます。

また、本店が所在する市区町村税の平成30年度までの完納証明書が必要となります。

佐賀市だけでなく、市外にも複数の支店や店舗を構えている場合、比較する売上は、佐賀市にある店舗や事業所の売上だけですか。

佐賀市外の支店や店舗を含めた事業全体の売上で比較します。

フリーランスは対象になりますか

事業として行っている場合のみ対象となります。平成31年（令和元年）分の「確定申告書」の写し等を提出していただき、業種や屋号、事業収入が計上されているかどうかを確認させていただきます。また、開業届の写しの提出が必要です。

**【3/22 New】** 開業届を出していない。または、いつ出したのか分からない場合どうしたらよいですか。

個人事業主の方は、確定申告書の写しを提出され、佐賀市内で事業を営んでいることが分かる場合、開業届は不要です。

確定申告をしていない場合は、開業届や営業許可証で市内で事業を営んでいることを確認します。

開業届の控えを再発行してもらうには？

開業届の控えが手元にない場合には、再発行してもらう必要があります。提出した税務署に開業届のコピーを請求してください。佐賀税務署 住所：佐賀市駅前中央3丁目3-20 電話：0952-32-7511

不動産を賃貸し家賃収入等を得ている個人家主等は、申請の対象となりますか。

事業継続支援金の対象となる「事業」は、確定申告書の「事業収入」の欄に金額が計上されていることが必要となります。個人家主等が得る不動産の家賃収入などは、確定申告書の「不動産収入」の欄に計上されることから、個人家主等は事業継続支援金の申請の対象とはなりません。

「未収金」は売上に含まれますか。

不動産の家賃収入等（※）が支払われていないことによる「未収金」は、現金としては収納できていないものの、すでに発生している金銭債権であり、今後支払ってもらうことのできるものですから、売上に含めます。（※確定申告書で事業収入として計上しているものに限り。）

**【3/22 New】** 令和2年2月の途中で創業した場合、前年売上との比較はどうしたらよいですか。

前年同月との比較が単純にできない場合、≪「前年売上がない創業者等」の特例≫で計算してください。

「令和2年12月から令和3年2月の売上の月平均」 - 「令和2年12月から令和3年2月のいずれか1か月の売上（最少売上月）」 / 「令和2年12月から令和3年2月の売上の月平均」

**【3/23 New】** 新たにテイクアウトを始めました。前年度との売り上げ比較はどうなりますか。

前年以降、新たに業務拡大を行った事業者は、単純な売上の前年比較が難しいため、次の方法によって比較します。

「前年同月の売上」 - 「今年の売上減少月の売上のうち業容拡大前の部分」 / 「前年同月の売上」

**【3/23 New】**夜の営業のみを行っていたが、昼の営業を始めた場合、業務を拡大したこととなりますか。

営業時間の変更は、業務を拡大とみなしておりません。よって、売上は夜と昼を合わせて計算してください。

市税にはどのようなものがありますか。

個人市民税、法人市民税、固定資産税、軽自動車税、市たばこ税、鉱産税、入湯税、都市計画税があります。

申請方法を教えてください。

申請書類を佐賀市の公式ホームページからダウンロードしていただくか、次の施設の窓口でお受け取りいただき、必要事項を記入のうえ、「郵送」にて提出ください。

≪申請書等の配布窓口≫

- ・商業振興課（佐賀市役所本庁舎6階）※土日祝日は本庁舎西側1階守衛室横に設置
- ・各支所総務・地域振興グループ ※配布は平日のみ
- ・佐賀商工会議所（佐賀商工ビル6階） ※配布は平日のみ
- ・佐賀市北商工会（佐賀市北商工会館：佐賀市大和町大字尼寺1854-5）※配布は平日のみ
- ・佐賀市南商工会（佐賀市産業振興会館内：諸富町大字為重529-5）※配布は平日のみ
- ・佐賀県商工会連合会（佐賀商工ビル6階；佐賀市白山二丁目1-12）※配布は平日のみ
- ・佐賀県中小企業団体中央会（佐賀商工ビル6階；佐賀市白山2-1-12）※配布は平日のみ

≪提出先≫

〒840-8501 佐賀市栄町1-1

佐賀市事業継続支援金事務局（商業振興課取扱い）

障がいがあり、自分で申請できない場合はどうすればよいでしょうか。

ご自分で申請書類を作成できない場合は、窓口にて職員が代筆するなどの対応をいたしますので、ご相談ください。

申請後、内容の適否について、何か通知などが届きますか。

申請書受理後、事務局において審査を行い、申請要件を満たしていることが確認できた場合、速やかに「交付決定及び確定通知書」を送付します。なお、申請の要件を満たさない場合は、「不交付決定通知書」を送付し、その旨をお知らせします。

支給は、現金でも可能ですか。

支払は、現金手渡しでは行いません。申請者が指定する金融機関の口座へ振り込みます。なお、振込先の金融機関に指定はありません。

支給までどのくらいの時間がかかりますか。

申請書類に不備がなければ、申請書の受理後、2週間程度で支給します。

支援金は課税対象となりますか。

非課税所得となる助成金以外の助成金については、所得として所得税の課税対象になります。  
詳しくは国税庁のホームページでご確認ください。

<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/kansensho/faq/04.htm>

申請は窓口でも可能ですか。

新型コロナウイルス感染症拡大を防止するため、郵送での申請にご協力ください。

佐賀県の協力金や応援金をもらったが、申請は可能ですか。

佐賀県時短要請協力金（1店舗あたり72万円）の対象となる事業者も含まれます。

佐賀型中小事業者応援金（法人20万円、個人15万円）の対象となる事業者も含まれます。

国や県の支援金と併用で申請することは可能ですか

佐賀市の事業継続支援金以外にも以下のような支援制度があり、支給主体や目的が異なりますので、各制度の要件を満たせば、各所管省庁等へ申請いただけます。

○雇用調整助成金（厚生労働省） R2.4.1～R3.4.30までの期間が対象

事業縮小する事業主が労働者の雇用の維持を図った場合に休業手当、賃金等の一部を助成すもの

○【3/23 New】緊急事態宣言の影響緩和に係る一時支援金（経済産業省）

申請期間：R2.3.8～R3.5.31まで

2021年1月に発令された緊急事態宣言に伴い、緊急事態宣言の発令地域の飲食店と直接・間接の取引があること、又は、宣言地域における不要不急の外出・移動の自粛による直接的な影響を受けていること。対象月の売上が50%以上減少していること

○佐賀型中小事業者応援金（佐賀県） 申請受付期間：R3.2.24～R3.4.30

売上月額が令和2年12月から令和3年2月のいずれかの月において、前年同月と比較して50%以上減少した事業者に対し支給される応援金（1事業者あたり法人20万円、個人事業主15万円）